

固 関 木 契

こゝに紹介する固関木契は、近世期のものであるが、他に伝存の例を見ないので大方の知見に供することとした（挿図第一～三図、巻末図版一参照）。檜（ヒノキ）材の木片四枚、うち一枚が一組となるほか、他の二枚は右片のみである。一組二枚は、合して底の一辺約三センチ四方、長さ約九・二センチの長方体の板片である。長方形の一面の中央に「賜伊勢国」と墨書し、その中央を縦に分断したものである。墨書した後で切断したものなので、左（図版中cと表示、以下同）右（d）両片は切断面を合せれば、各々文字を形成する。右片のみの一枚は「賜美濃国」（a）、「賜近江国」（b）の右辺部である。四片の実測は挿図第一図（上）の通りである。四片のすべて切断面の下方部二・三ミリに他とは異なった刻み跡が見られ、予め割目を入れておき、後にそれを便りに一気に切断した痕跡を示している。木片を直接包んだ紙が二枚、同質同形やゝ厚手の楮紙で、一枚は左端中央部に「賜伊勢国」と墨書してあり、縦約三一・四センチ、横約四五・七センチ（第三図右下）、一枚は左端中央部に「輔」と墨書しており、縦約三一・五センチ、横約四五・九セ

ンチ（同右上）である。二紙とも各々横辺を一つ折してから木片を包んだもので、墨書が包の表に位置することになる（巻末図版一、左）。旧状では、「伊勢」の包紙に伊勢の木片一組、「輔」の包紙に美濃と近江の右片各一枚が包まれていたが、後述のように、実際は「伊勢」の包紙には伊勢の左片一枚だけ、「輔」の包紙に右片三枚が一包にされていたもので、現状はそのように復した。包紙はほかに一枚あり（巻末図版一、右下）、前者よりやゝ薄い楮紙で、左端下部に斜めに「木^(文)契」と墨書し、縦約三五・八センチ、横約四八・七センチ、前述二つの木契の包をさらにまとめて包んだ上包と思われる（第三図左下）。このほか、紙捻の断片二本約二一・七センチ、約一七・二センチがあり、各々片端一センチ前後に墨痕が認められる。木契の包紙の封に使用したものと考えられないことはないが、単に保管のために使用した縛り紐の残欠かとも思われる。現状は仮りに上包に貼付してある（巻末図版一、右下）。現在は、これらのものを当部で作成した箱帙（外形縦約二一・二センチ、横約一三・一センチ、深さ約八・四センチ）に納めている。

この木契は、昭和三十一年当部の所管となつた九条家本中に「即位木契印」として伝存していたもので、他に直接関連する資料はいまのところ発見されていない。完存ではないが、伊勢・美濃・近江に宛られた三國の三閥警備、いわゆる固闘の木契である。固闘は「天皇讓位及崩、上皇・皇后崩、攝政・閔白薨時、有此事」（北山抄卷四）とあるように、ふつうは即位時に行われるものではない。年次を明示するものはないが、つぎの三点により推定は可能である。一、包紙および木契の墨書から江戸時代の前半と考えられる。二、右片の包書に「輔」の文字がある。三、九条家伝来である。後述するが、このうち一は、固闘の上卿が名の上の一字を署名する定めで、これに一、三を併せて考えると、江戸時代前期で、九条家で上の字が「輔」である人物は輔実（一六六九—一七二九、兼晴一男、極官左大臣、摂政、閔白、年六一歳、号後洞院）一人である。輔実の署名は、当部蔵『九条輔実懷紙詠草幅』一幅（函号九一一〇〇九）に見え、挿図第三図（左上）でわかるように、本包紙の署名と一致する特徴が認められる。輔実が上卿となり得る可能性の時期は、大きく限って任権大納言の延享八年（一六八〇）十二月廿五日（一二歳）から辞左大臣の正徳五年（一七一五）三月十一日（四七歳）の間である。この期間に行われた固闘は、一、貞享四年（一六八七）三月廿一日、靈元天皇讓位、上卿左大臣近衛基潤、二、宝永六年（一七〇九）六月廿一日、東山天皇讓位、上卿左大臣九条輔実、三、同七年正月十日、東山天皇遣詔奏、上卿権大納言大炊御門経貢、の三度が知られる。このうち宝永

六年六月廿一日の固闘が条件を満たす。ちなみに、九条家では輔実の五代後に輔家（天明五年没、年一七歳）、そのつぎの輔嗣（文化四年没、年二四歳）の二人がいるが上卿となつたことは知られていない。また、江戸時代全期間にひろげて他家に一例、安永八年（一七七九）十一月廿五日、光格天皇践祚、上卿鷹司輔平が知られるが、当部蔵『豊明節会次第』一帖（函号鷹一六一）などに徴して、「輔」の筆跡は一致しない。以上、木契本体の墨書も上卿の執筆（後述）であるので、木契と包紙の署名は九条輔実としてよいと思われるが、右の宝永六年以外に輔実上卿のことが他になかったと断定できないので、年次は推定の域にとどめておく。なお、「賜伊勢国」とある包紙の墨書は、木契本体の筆跡とは異なり、内記が墨書する定めであり、さきの宝永六年とすれば大内記高辻総長の可能性がある。大外のもう一枚の包紙の筆者は不明である。記述が前後したが、固闘について概略ふれておく。固闘とは、古來、東国、北陸に対する都の備えとして、非常のさい、東山・東海・北陸の主要三道に設けられた三つの闘を封鎖、警備したことをいう。三闘は、はじめ伊勢国鈴鹿、美濃国不破、筑前国愛發（あらち）であり、史料の初見は元明上皇崩御のさいの養老五年（七二一）十二月である（統日本紀）。延暦八年（七八九）七月、桓武天皇により三闘の制を廢されたことともあつたが（統日本紀）、その後も有事のさいは故闘といわれて依然三闘の封鎖が行われており、弘仁元年（八一〇）平城上皇の遷都問題で、嵯峨天皇は筑前にかえて近江とし、伊勢・美濃と三国の闘を封鎖し

てはいる（日本後紀）。以後三関は、伊勢国鈴鹿、美濃国不破、近江国逢坂となつたようである。平安時代の後期頃から実質が失なわれ、形的な儀礼となり、その式は中世武家社会の時代にまで受けつがれたとされているが、實際にはさらに下つて近世末、慶応三年（一八六七）正月孝明天皇御葬送のさいにも行われてることが知られる。

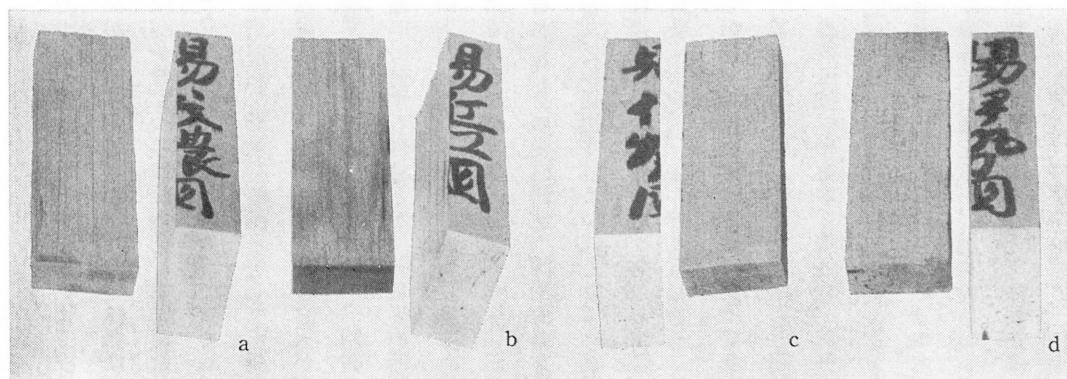
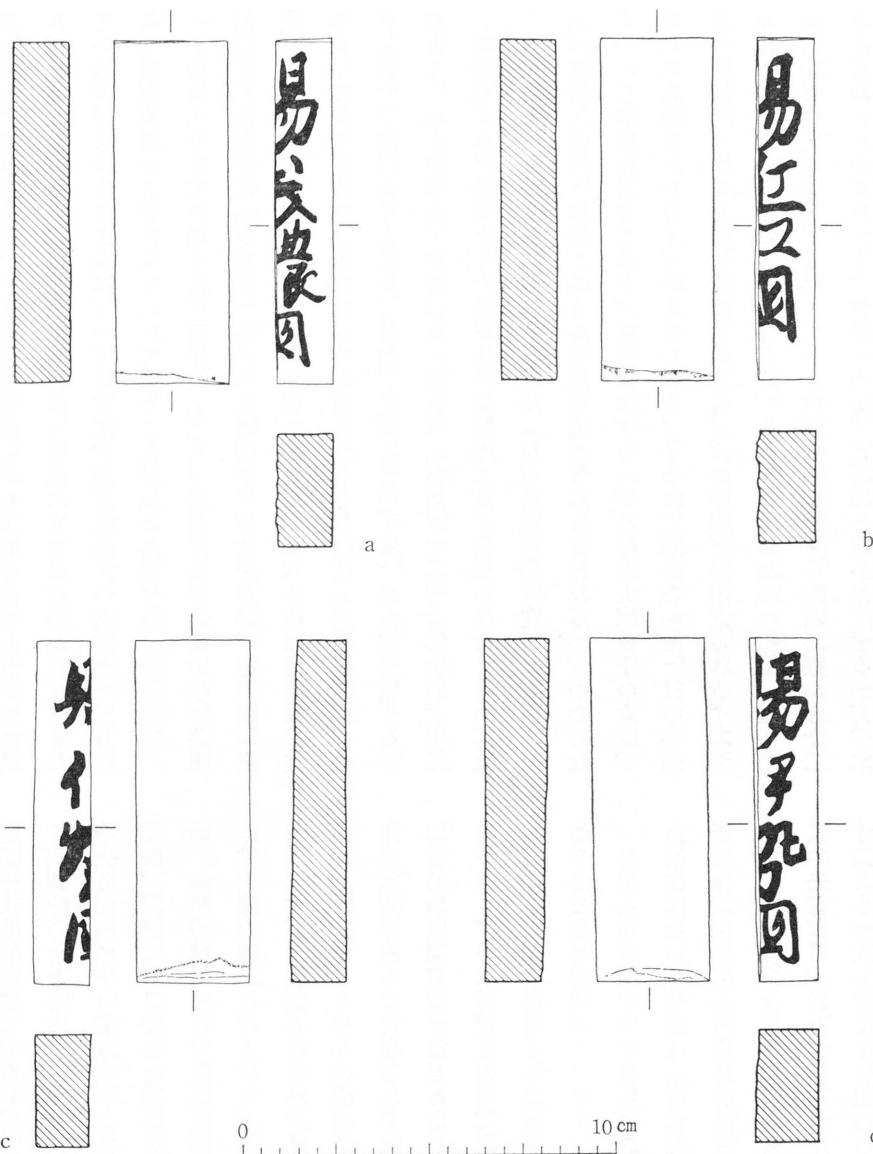
王朝儀式としての様子は、『儀式』卷一〇（固閥使儀）『北山抄』卷四（固閥事・開閥事）『西宮記』卷一二（固閥事）『江家次第』卷一四（固閥事）などに見え、引用例などに精疎はあるが、基本的には大きな記述の違いはない、実例としては『本朝世紀』『日本紀略』などの史書、『貞信公記』『九曆』以下諸家の日記類の中に散見する。また、一覧するものとして『古事類苑』帝王部九（譲位）、地部四一（閔）が便利である。

固閥の式は、固閥とその数日後の開閥の二度、警備の発令とその解除の式である。そのうち固閥は、三寮使（左右馬寮、兵庫寮）と諸衛（左右の近衛・衛門・兵衛）による禁裏周辺の警固も行われるが、中心となるのが三閥使の派遣である。式を指揮する上卿には左大臣以下の大臣、

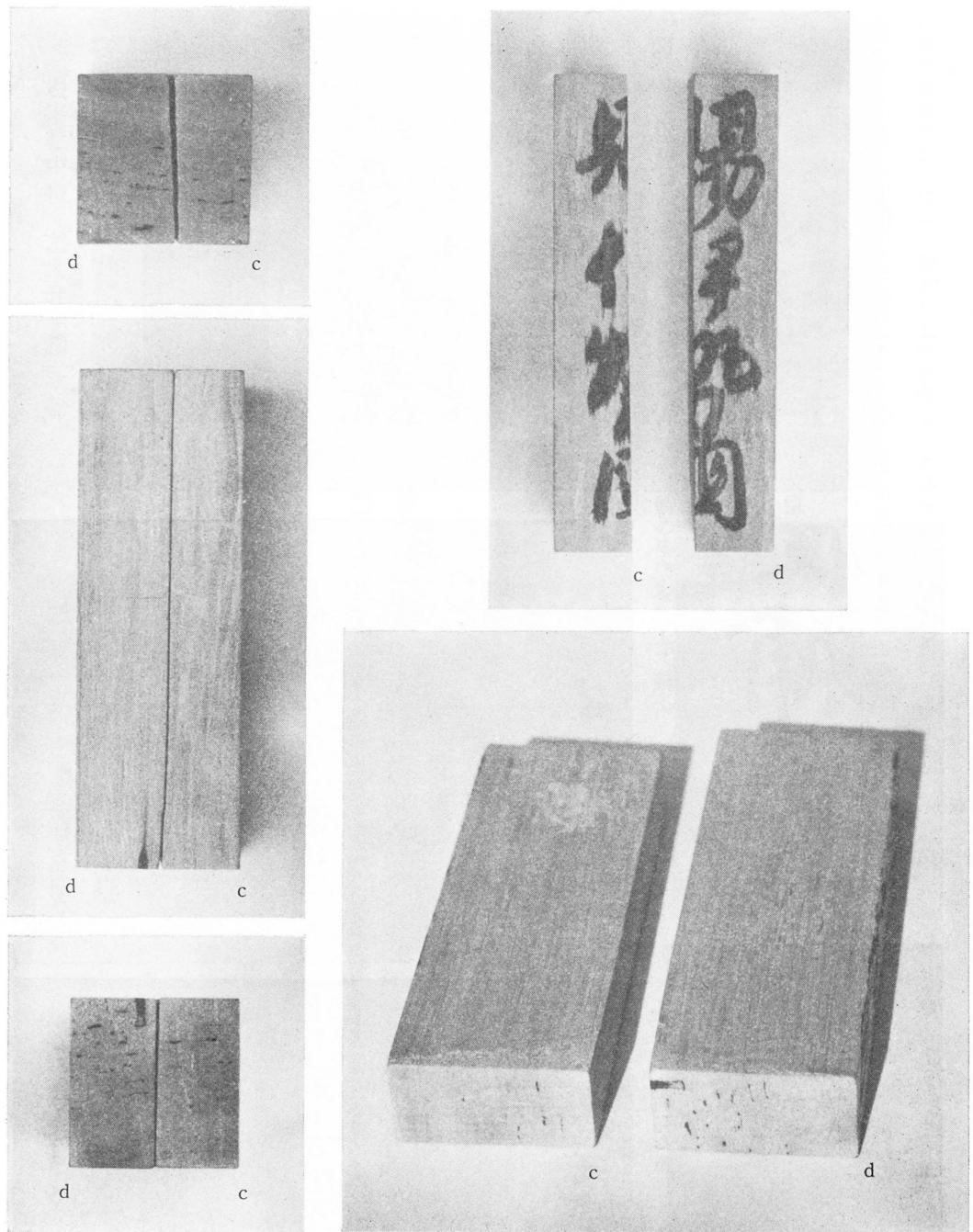
まれに大納言があたり、陣で行われる。予め木工寮から「檜」材の「長三寸、方一寸」の木契板三枚と函三合（寸法不明）が用意される。木契のほかに固閥の勅符と官符が作られ、それを封ずるための松脂（左衛門府）、柳筥（内匠寮）、燐革・生糸（内藏寮）、さらに左右馬寮から十二疋の馬などが用意される。勅符は内記、官符は外記が作成する一方、木契は、上卿が三枚の板の面に、各々「賜其國」（伊勢・近江・美濃）と

墨書きし、内記がこの字の中央を刀で割り裂き六片とする。右片三枚を内記が一枚の紙に包んで封じ、上卿が名一字を署名し、これを鈴櫃に納めて開閥時の料とする。左片三枚は、一枚ずつ「以紙裹之、束結両端、其中央注国名字」（北山抄）などとする。これを函に入れて封をし、賜其国、駅伝、月日などを記載し、別に封じた勅符の函と合して革袋に收め、短冊が付せられ、固閥使に授けられた。固閥使は五位の官人が選ばれ、上席の者から一人ひとり「寵其國、衛其國」と命ぜられ、隨従の内舎人に官符・駅鈴が給され、任地に出発する形をとる。数日後の開閥式は、固閥よりもやゝ低位の者が上卿となり、固閥のさい用意された右片の木契が別々に封ぜられて使用されるほか、前式と同じで、「寵伊勢国、解鈴鹿閥警固」などと命ぜられる。その後固閥使、開閥使による覆奏があり、各木契、各国奏文返抄などが提出されるが式としては簡略なものであった。返還された木契は御所に留められるか、外記局で破却される例であった。

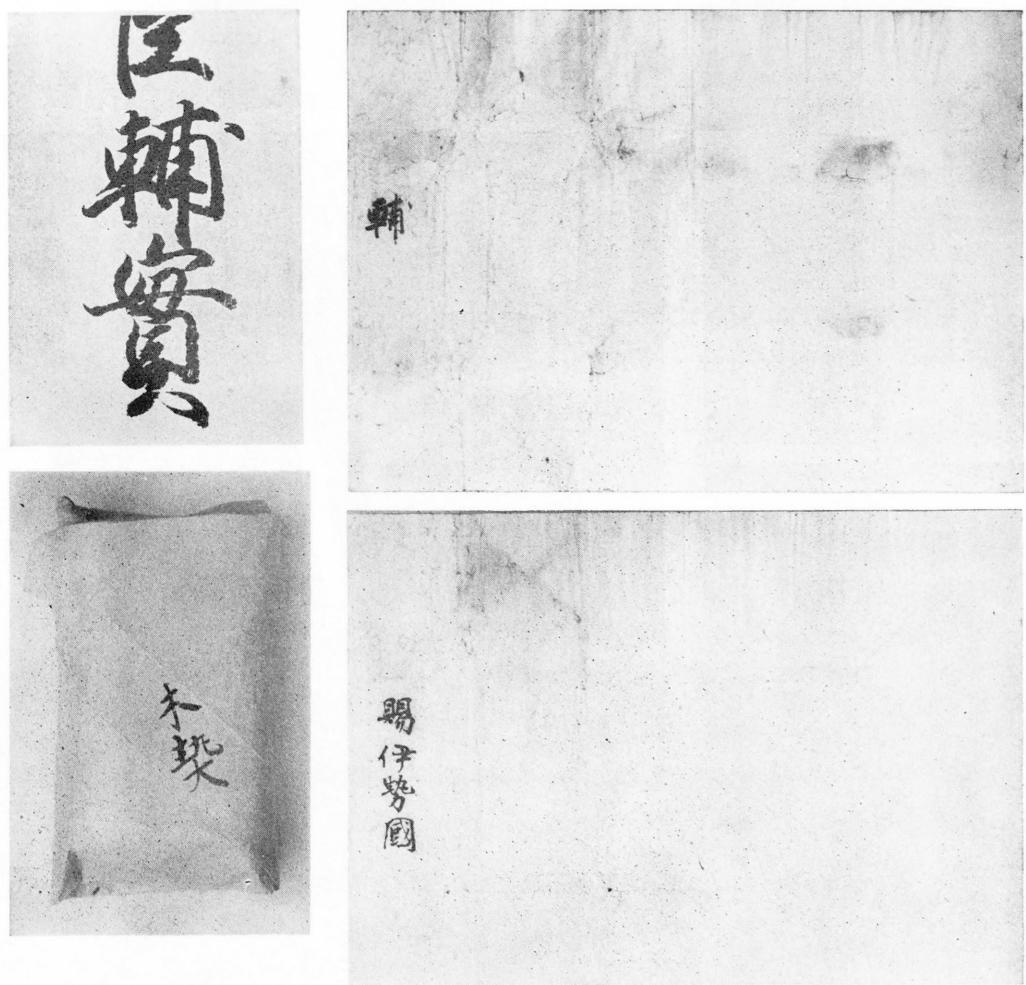
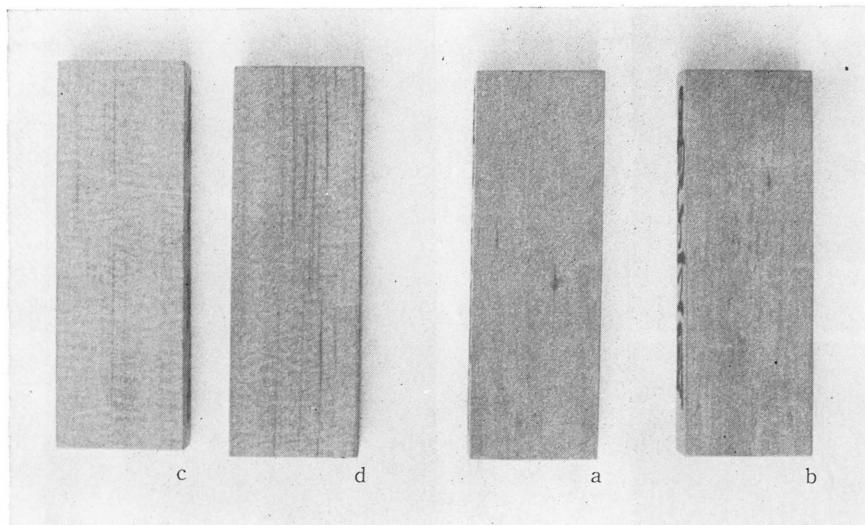
以上『北山抄』を中心略述したが、その次第は近世に至つても大きな変化はない。例えば『寛永記』（二条康道記、寛永二十年十月三日明正天皇譲位）に「可用意物条々、木契三枚、用檜木、長三寸、方一寸」、「封木契事、封左片也、裹分為之一枚二枚推貼テ、巻裹之捻上下、以紙捻結之」、其中央書国名、賜近江国類などと見え寸法なども変わらない。本木契の寸法とも一致し、左片の包紙の封の様子も窺えるが、現状のものゝ折跡の復現は困難である。なお、右片包紙の上卿署名については例えば『後



第1図 上 実測図 ($1/2$)，下 表面及び切断面



第2図 右上 表面, 右下 切断面, 左上 上面, 左中 裏面, 左下 底面



第3図 上 外面、右 包紙(上 右片用、下 左片用)、左上 署名拡大、左下 上包

(三) 眞より

円融院御譲位記に「上卿名の上字を書て」とあるほか、『忠利宿禰記』(寛文三年正月廿日後西天皇譲位)に「大臣名上字也」などと見える。

本木契は、九条輔実上卿、宝永六年六月廿一日、東山天皇譲位(中御門天皇践祚)の固関(六月廿四日開関、上卿右大臣二条綱平)に使用されたものの遺品と推定したが、この時の記録に『中御門天皇昇壇記』(多田義俊編)があり、また、貞享四年(一六八七)とやゝさかのぼるが靈元天皇譲位の固関上卿、近衛基憲の日記が当時の実情を記して詳しいので、両記の抜粋を末尾に附載した。

木契の材質の同定は、元東京国立科学博物館山内文氏を煩わし、計測図及図版レイアウトは当部土生田純之氏、写真撮影は同嗣永芳照氏・小森正明氏による。記して深謝する。

(平林盛得)

固闕参考資料(常用漢字を主とし、()は編者の註)

一 中御門天皇御昇壇記(当部藏鷹司本函号三五〇一五〇四を底本とし

谷森本三五一一一〇七で適宜補訂。抜書)

(前略)
一同廿一日御譲位也

公卿

(九条輔実)
左大臣(久我通誠)
内大臣(滋野井公澄)

右宰相中将(玄蕃兼廉)

左大弁宰相(大弁)

時春朝臣	少納言	弁
次將		
兼重朝臣	益通朝臣	雅季朝臣
右		
公尹朝臣	公野朝臣	氏敦
警固・固関		
近衛將		
左		
隆成朝臣	実松朝臣	
左衛門府	右衛門府	
光和朝臣	永房朝臣	
左兵衛府	右兵衛府	
定代	資時	
大内記	少納言	
總長朝臣	時春朝臣	
中務輔		

(北小路)
徳光朝臣

三閥使

不破 真継(紀珍弘) 刑部 鈴鹿 山井近江守(景村) 逢坂 辻豊前守(近任)

三寮使

兵庫寮 河越兵庫頭 小野民部丞 小野治部丞

御讓位次第

当日早旦、職事奉 敕向大臣第、有召仰之事、諸司奉仕御殿

御裝束、尅限諸卿着陣座、

次大臣令官人敷軾、

次職事就軾、下日時勘文、

次大臣結申、職事仰可行警固・々閥之由、退入、

次大臣以官人召大外記、給日時勘文、問諸司具否、

次大臣更以官人召外記、外記候小庭、

次大臣仰可召内豎之由、外記退入、

次内豎參進小庭、

次大臣仰可召諸衛之由、内豎退入、

次諸衛將佐列立小庭(北面東上)

次大臣仰可令警固之由、諸衛称唯退出、

次大臣以官人更召外記、仰可令敷座設案之由、

次大臣以官人召大内記、仰可作進 勅符之由、
次大臣以官人召弁、仰可作進官符之由、

次外記覽内舍人差文、大臣披見了返給、外記退入、

次内記持參 勅符草、

次大臣披見了進弓場(代内記持、管相從)、奏聞、御覽了返給、

次大臣還着陣、仰可持參木契及硯之由、内記退入、

次大内記進 敦符清書、

次大臣披見了仰可持參木契及硯之由、内記退入、

次大内記持參木契、少内記持參硯、退入、大内記留候軸、

次大臣書國名於木契、給内記、

次内記割了進之、

次大臣加納木契於 勅符箇、給内記、々々取管退候小庭、

次外記挿官符於杖持參、

次大臣披見了返給、外記挿杖候小庭、

次大臣進弓場(代内記持、勅符相從)、附職事二人奏聞、御覽了返給、

次大臣還着陣、内記置 勅符箇、退入、外記進官符、取空杖

次掃部寮敷座設案、

次大臣以官人召內豎、仰可召少納言之由、

次少納言率中務輔・內記・主鈴等着座、

次大臣召近衛司、將監候小庭、

次大臣仰可出印之由、將監稱唯退出、

次召少納言仰可出印之由、少納言退去、

次少納言率主鈴出印、將監相從、

次少納言立案下、主鈴置印板於案上、

次大臣召少納言問刻、少納言称唯、退令內豎問刻、

次少納言就軾申刻、還立本所、

次大臣召內記給 勅符、仰可注刻之由、內記取 勅符復座、

次內記注了持參、

次大臣披見、內記復座、

次大臣召少納言給 敕符及官符、仰可捺印之由、少納言取管

退去、

次少納言置管於案下階、

次中務輔進案下披舒 勅符於板上、少納言捺印、

次少納言披舒官符於板上、主鈴捺印、

次少納言持參 勅符及官符、候軾、

次大臣披見了取 勅符置座前、返給官符、少納言取之退去、

次大臣召內記給 勅符、內記取之立小庭、

次大臣進弓場代、奏聞、御覽了返給、

次大臣還着陣、內記置管退去、

次大臣召少納言給 勅符、少納言取管復座、

次大臣召內記、給木契三枚、內記取之復座、

次內記裏木契三片於一紙進之、復座、

次大臣書封名 置座前、

次大臣更召內記、與于賜國木契左二枚、內記取之復座、對三片於

三書國名與主鈴、少納言令主鈴緘 勅符納加、緘了與內記、

內記封函書外題、與主鈴、主鈴授少納言、

次少納言持參 勅符管、候軾、

次大臣授書封木契一裹於少納言、少納言起座此間主鈴取印管等起座、率主鈴
退去於便宜取納、
木契於櫃

次中務輔・內記退出、

次掃部寮撤雜具、

次大臣以內豎召左右馬寮、左右馬允參進候小庭、

次大臣仰賜御馬於固闕使之由、左右馬允退去、

(中略)

次大臣以内豎召三閨使、使列立小庭一守位次、

一同廿四日 尊号 宣下 開闢解陣也

次大臣召使上首、給勅符及木契宮納一、、仰可固衛其闕之由次々、儀同、

使称唯退出、此間少納言於便宜所召內舍人、授官符及駅

鈴、

次大臣以內豎召三寮使、使列立小庭、

奉行職事 甘露寺頭弁尚長

三閨使

栗津因幡守

安倍信濃守

窪木工權頭不破

三寮使

兵庫寮

窪左近

小野和泉守

小野式部丞

次大臣仰可固衛之由、使称唯退出、

(中略)

次大臣以官人召內記、仰可撤空營・硯等之由、內記取重空

開闢解陣次第

營・硯等退出、

(中略)

參議從四位上行美濃守藤原朝臣有実

次參議着座、

敕符 権守從五位下源朝臣晴俊等

次參議着座、

應警備事

次參議着座、

從五位上紀朝臣珍弘

次參議着座、

使 内舍人正六位下和氣朝臣則貞

次參議着座、

右今日避位伝皇太子、當此際會疑驚物聽、仍為警固彼國差件

次上卿以官人召大外記、問諸司具否、

人等、齊木契發遣、國宜承知、依例施行、勅到奉行、

次上卿以官人召大外記、仰可令作 勅符之由、

次外記覽內舍人差文、上卿披見了返給、外記退入、

次內記持參 勅符草、

次上卿披見了、進弓場代內記持、奏聞、

次上卿披見了、進弓場代內記持、奏聞、

次上卿着陣仰可令清書之由、內記取笞退出、

次大外記進 勅書清書、

次上卿披見了給內記、內記取笞退候小庭、

次外記挿官符於杖持參、

次上卿披見了返給、外記挿杖退候小庭、

次上卿進弓場代
內記持勅符、外記持官符相從附職事二人奏聞、返給、

次上卿還着陣、內記置 勅符退入、外記進官符、取空杖退

入、

次上卿以官人召外記、仰可令敷座設案之由、

次掃部寮數座設案、

次上卿以官人召內豎、仰可召少納言之由、

次少納言率中務輔・內記・主鈴等着座、

次上卿召(下)進衛司、將監稱唯退出、

次少納言仰可出印・木契之由、少納言退出、

次少納言率主鈴出印・木契、將監相從、

次少納言就軾、進木契於上卿、退立案下、主鈴置印板於案上、

次上卿召少納言、問刻、少納言称唯、退令內豎問刻、

次少納言就軾申刻、還立本所、

次上卿召內記給 勅符、仰可注刻之由、內記取 勅符復座、

次內記注了持參軾、

次上卿披見、內記退入、

次上卿召少納言給 勅符及官符、仰捺印之由、少納言取笞退

出、

次上卿召少納言置笞於案下階、

次中務輔進案下、披舒 勅符於板上、少納言捺印、

次少納言披舒官符於板上、主鈴捺印、

次少納言持參 勅符及官符、候軾、

次上卿披見了取 勅符、置座前、返給官符、少納言取之、退去、

次上卿召內記、給 勅符木契納、內記取之立小庭、

次上卿進弓場代、奏聞、返給、

次上卿還着陣、內記置笞退出、

次上卿召少納言、給 勅符、少納言取笞復座、

於三國名、與主鈴、少納言令主鈴緘 勅符木契納、緘了與內

記、封函書外題、与主鈴、主鈴授少納言、

一 基源公記（当部藏函号二五六一一五本による。抜書。）

次少納言就転、進 勅符管於上卿、起座、此間主鈴取印及

盤、起座、率主鈴退出、

次中務輔・内記退出、

次掃部寮撤雜具、

次上卿以内豎召左右馬寮、左右馬允參進候小庭、

次上卿仰賜御馬於開闔使之由、左右允退出、

次上卿以内豎召三閼使、列立小庭位次、

次上卿使上首給 勅符及木契管一、仰可開闔之由次々義同、使称唯

退出、此間少納言於便宜所召内舍人、授官符及駅鈴、

次上卿以内豎召三寮使、使列立小庭、

次上卿仰可解警固之由、使称唯退出、

次上卿以内豎仰可召諸衛之由、

次諸衛將佐列立小庭北面東土、守府次、

次上卿仰解陣之由、諸衛称唯退出、

次上卿令官人撤、転

次上卿起座、

次參議起座、（後略）

廿一日己亥（中略）頃之可始警固以下事由基勝朝臣來告、于

時辰半刻許也、即着陣端（中略）

余披見了仰云、木契・硯持參レ不可仰硯、今度闕白次第、内記退、仰硯事之由被載之間仰了、内記退、

次大内記持參木契管、少内記持硯相從、大内記着転、進木

契管此間押遣勅符、次取硯管、管二ノ中ニ置此間少内記退入、次余置笏大内記留大内記退入、

於右方摺墨不入水、墨カネテヨク摺タタル故也、仍先、次取筆一管、

染墨掛筆台、又取一管染墨、次書木契銘取始所染筆書之、先以右手

テ書銘伊勢、近江、美濃等一々書之了、抑木契之事、板目ニ書之定故実也、凡不限木契書板物如此、而今日木契カネテワリメヲ入、當座ニ割ヤスキ用意也、木契三ノ中ニ一ツハ板メニワリメアリ、似不知故実、入管押遣大内記、々々々取出小

仍マサニ書之了、不可為後例、於拳石者不懷中、抑大内記作、（中略）

刀、割之返上從懷中取出小刀、於法處安四年和長卿記委細注之、遠其儀不審々々

次召内記長量朝臣、來転給木契管、長量朝臣給管復座、先

転、置余前、余取左片（賜伊勢）取左片耳此分也、一々封了每封了、書、次封右片三片紙裏之、共入管來

之裹紙上ニ書名一字基字也、其儀先取水滴入水、墨漸乾故也、次取墨少許、

返納管先是少納言復座之後、至于今令主鈴封木契管、次少納言乍三管入本管持來之、余

取之置前、此便給木契右片於少納言仰云、令收ヨ、少納言

取副笏直退出、次諸司從本路退出、（後略）